

**世田谷区公契約適正化委員会  
答申書**

平成28年8月31日

**世田谷区公契約適正化委員会**

平成28年8月31日

世田谷区長

保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会

会長 中川 義英

世田谷区公契約条例第6条第2項の規定に基づきまして、平成27年5月25日付で諮問のあった事項について、以下のとおり答申いたします。

## はじめに

世田谷区では、平成 26 年 9 月 30 日に世田谷区公契約条例（以下、条例）が全会派一致で可決され、平成 27 年 4 月 1 日より施行された。当区の条例は労働条件や地域経済の活性化、事業者の経営環境の改善など多目的にわたる条例となっている。

世田谷区公契約適正化委員会（以下、委員会）は、平成 27 年 5 月 25 日に条例の第 6 条第 2 項の規定に基づき、「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策に関すること」及び「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革に関すること」について、区長より諮問を受けた。

この背景には、公共調達における事業者間の競争の激化や、一部の事業者においては、厳しい経営環境下で、採算を度外視した受注をせざるを得ないといった状況があげられる。それに伴い、不安定な雇用によって低賃金労働者が出現するなど、労働条件が悪化している。

また、近年、全国の自治体において、大型公共工事を中心に入札不調が増加している。その一因には低賃金の常態化のため、建設業界における技能労働者の高齢化と若年入職者の減少による労働力不足があるとも言われている。高齢化や若年層入職者の減少に伴う技能労働者の不足は、中長期的な視点から、放置できない課題であり、技能労働者の処遇の改善と建設業の健全な経営環境の確保が必要である。これらは、公共事業の品質確保のためにも直ちに取り組まなければならない状況にある。

世田谷区の公契約について、その時々々の社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保等の向上を目的として、必要な取り組みが進められてきたことを評価しつつ、今後、さらなる区内産業の発展を目指し、地域経済を活性化させるためには、入札制度改革を始めとした産業振興施策等の展開が必要であると思われる。

委員会では、労働者の賃金、労働時間及び法定福利費の取扱いなど適正な労働環境の維持や適正な契約履行、事業者の受注機会の確保をはじめとした区内事業者の育成など、区内産業の発展や地域経済を活性化させることで、区民福祉の向上・増進を図ることを目的に、議論を積み重ねてきた。この答申は、当委員会で各委員の立場から、様々な角度で審議したものをまとめたものであり、条例が適正に運用されるうえで、この答申が活用されることを期待する。

# 1 . 公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

## ( 1 ) 適正な労働条件等の確保について

労働者の適正な労働環境が確保されるためには、適正な賃金が支払われることが前提となる。そのためには労働報酬下限額が適正に設定されることが不可欠である。世田谷区に働きながら住み続けることができるだけの賃金が支払われることは、地域社会の形成という観点からもメリットになると考えられる。労働報酬下限額は公共サービス・公共事業の質を確保しつつ、官製ワーキングプアを生まないようにすることが最低条件であり、そのための適正な金額を設定するべきである。

工事契約の労働報酬下限額は、東京都の設計労務単価の 85%相当とするのが妥当であると考えられる。一方で、85%は高すぎるとの意見もあり、世田谷区の事業を受注できなくなる事業者が出てくる恐れがないよう、70%相当とすべきであるとの声もある。これらの意見を踏まえるのはもちろんのこと、都内他自治体の実施状況等を踏まえつつ適切な金額を設定するべきである。また、見習い技能者や高年齢労働者等もいることから、技能を考慮した設定をする必要がある。

委託等契約の労働報酬下限額については、区の臨時職員の 1 時間あたりの時間単価ではなく、区職員のうち高卒で就労した者の初任給を時間換算した金額から算出することが妥当であると考えられる。区はこれにより算出される金額を下限額とすべきであり、その時々々の社会経済情勢等をみながら、速やかに引き上げていくべきである。

適正な労働条件の確保に向けては事業者が各種法令を遵守することが前提である。その上で、事業者負担分の法定福利費については、共通仮設費または現場管理費等に含まれており、これらの割合については明らかになっていないが、担い手 3 法の趣旨に沿い、下請契約まで適正に支払われるように工夫する必要がある。また法定福利費の割合を示すことは難しいとしても、適正な労働条件の確保に向けて、どの程度含まれているのかを示すことが望ましいと考える。そのため、この不透明な積算内訳内容の改善の必要がある。

適正な労働条件等の確保に向けては、労務単価の確保のみではなく事業者の経費率も含めた入札価格全体の問題として考える必要がある。事業者の適正な利益が確保されないと、地元事業者が参入しなくなる可能性がある。また、元請事業者と下請事業者の間の取引において、下請事業者の労務費や法定福利費の支払いを管理・制御することは現状では困難だが、今後は下請契約の状況を可視化するなど改善に向けた取り組みが必要となる。

## ( 2 ) 公契約条例の効果的な運用について

公契約条例の適正運用にあたっては、労働者の報酬だけでなく事業者の適正な利益や区民の理解を併せて得る必要がある。公共事業が適正に行使され、公共工事については区民にとって必要なものがつくられていくことが重要である。

今後、公契約条例の効果的運用のためには、専属の組織を設置すべきである。さらに公契約に関係する部署（施設営繕担当部、土木部、施設を管理する所管等）とも緊密に連携をとることができる体制をつくり、公契約条例の啓蒙・検証・評価・改善など一元的に行う必要がある。

公契約条例のより一層の普及に向けて「公契約条例周知用のチラシ」や「事業者向け手引き」の配布、「事業者向け説明会」などの広報や制度説明を早急に行うべきである。現在の労働条件確認帳票を見直したうえで、必要に応じて予定価格ごとに異なる調査項目、外部委託による調査などを行い、記載内容と相違ないか、条例の趣旨が現場で周知されているか等の検証を行う必要がある。世田谷区の公契約条例と他の自治体の条例と違った特色として、不利益取扱は設けていない。その趣旨を鑑み、公契約条例の運用や労働条件確認帳票のチェック体制を強化すべきである。

## 2. 区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための

### 入札制度改革について

#### (1) 長期的な区内産業の発展・活性化について

区内の建設業や公的サービス業の社会的役割の重要性を認識し、防災・安全に積極的に寄与する事業者を重視し、小規模事業者の経営改善や産業全体の活性化等が前提となる。

区の歳出により地域経済社会を活性化させるように努め、区内の事業者が世田谷区の事業から離れて他自治体や民間の事業に流出することを防ぎ、公共事業の質を守る必要がある。また、区内下請事業者や区内居住労働者の使用率の向上を目指した制度設計を目指すべきである。

#### (2) 公正かつ適正な入札の実施について

予定価格の積算において、適切な数量、施工条件の設定、最新の労務・資材の単価の採用等、業務の品質を確保できる金額を設定してもらいたい。また、設計・積算を同一事業者に委託すると、適正な積算が行われなくなる恐れがあるため、設計と積算とを分離して委託することで、適正な予定価格を算出する等の改善を検討する必要がある。予定価格を算出する際、希望者が少ないと予想される工事については、見積もり積算方式など従来の歩掛りによらない積算方式の採用を検討すべきである。

設計における建築と設備の整合性及び適正な工期を確保し、応札までの期間に余裕を設けるべきである。また、設計変更等が必要な場合、適正に契約変更等で対応する必要がある。

地域経済活性化のために、JV（2者以上が連帯して特定の事業に参加する場合）案件は区内本店業者を入れることを要件とする等、区内本店事業者と支店事業者の差別化を行うべきである。

総合評価方式の入札において、従来以上に施工能力評価点を適切に評価するべきである。また、価格の評価点だけでなく、地域への貢献度や工事の施工能力の評価点を高め、社会保険への適切な加入、工事過程での自然環境への配慮や騒音・渋滞対策等の生活環境への配慮等、価格以外の要素の内容と配分を明確にした上で、より魅力的な地域社会を形成する手法を検討すべきである。

#### (3) 社会経済状況等に適合した効果的な入札・契約制度の改善について

労働報酬下限額を設定する一方で、入札制度改革を行う必要がある。予定価格や最低制限価格の見直し、各種スライド条項の活用、発注ランク制や総合評価方式の評価点の見直し等によって入札制度そのものの改善を図るべきである。

発注時期や施工時期を平準化し、事業者が受注しやすい体制を整備する必要がある。ダンピングの防止や過度な競争を是正するため、適正な入札制度を検討する必要がある。最低制限価格について、東京都の算定基準の改正に伴い、現場管理費の算入率を

0.8 から 0.9 に引き上げる等、できる限り速やかに基準改正を行うべきである。また、間接工事比率のおよび諸経費率の改正についても同様に東京都の基準が改正された場合速やかに同基準に改正を行う必要がある。

入札の最低制限価格は、予定価格の 90～95%程度に引き上げる必要があるという意見がある一方で、最低制限価格を必要以上に引き上げると、落札率が上がり、入札制度の意義が薄れるという意見もある。

また、入札不調が起こらないような予定価格の積算、また入札不調になった際の随意契約の妥当性についても議論していく必要がある。